

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成26年(2014年)5月22日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 5月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 5月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】大学水泳部の高地合宿で潜水中に急死をした部員の両親が,大学を運営する学校法人及び水泳部コーチに安全配慮義務違反(過激な運動による肺動脈血栓塞栓症)があったとして損害賠償を請求。死因は原因不明の突然死として請求が棄却された事例(平成25年8月7日東京高裁平成23年(ネ)第5747号)

【2】XとY警察署警察官とのやり取りの中で警察官がXに侮辱的発言(頭がおかしい等)をし,XはYに精神的苦痛を受けたとして300万円の慰謝料を請求。一審は請求を棄却したが,控訴審は,1万円の支払を求める限度でXの請求を認容(平成25年8月23日東京高裁平成25年(ネ)第3068号)

【3】精神病棟に入院中自殺した患者の両親が病院を経営する医療法人に損害賠償を請求した事案。一審は請求棄却。控訴審で死因等の顛末の説明義務違反を理由とする追加的予備的請求をした。控訴は棄却されたが予備的請求は一部認容された(平成25年12月11日大阪高裁平成25年(ネ)第1213号)

【4】破産会社Aは,アドバイザー契約のもとY社の提案によりB社に事業譲渡したが,A社破産管財人は当該事業譲渡につき否認請求を行い,Y社に対し損害賠償等を請求。原審は請求を一部認容。控訴審では,事業譲渡はA社がその責任で決めるべき事項として請求棄却(平成26年1月23日東京高裁平成25年(ネ)第5108号)

【5】鉄道会社が,認知症の高齢者が列車と衝突して死亡した事故によって生じた損害につき遺族に監督義務違反の過失を理由に損害賠償を請求した事案。請求全額を認容した1審判決を変更して長男への請求を棄却,その妻に対しては賠償すべき額を損害の半額とした事例(平成26年4月24日名古屋高裁平成25年(ネ)第752号)

【6】証券会社Yの従業員から金融商品取引の勧誘を受けたX1(昭和8年生れ),その二男X2が,勧誘には適合性原則違反,説明義務違反があったとして損害賠償を請求。X1の請求はいずれも棄却,X2(統合失調症)に対しては,Yは使用者責任を負うとした(平成24年8月3日東京地裁平成23年(ワ)第5162号)

【7】搭乗中の航空機の動揺による負傷・後遺障害による損害賠償を請求された航空会社がモントリオール条約35条1項に基づき,2年経過による損害賠償請求権の消滅を主張した。事故後の原・被告の交渉の経過に照し上記条項は不適用として原告の請求を一部認容(平成24年12月12日大阪地裁平成23年(ワ)第4279号)

【8】自動車販売業者と金融機関の密接な関係が継続的に存在し「特定の販売業者」に該当する場合,購入者と金融機関の金銭消費貸借契約は割賦販売法の「割賦購入斡旋」に該当し,与信業者たる金融機関は購入者から同30条の4第1項所定の抗弁の対抗を受けると判示(平成26年1月9日札幌地裁平成21年(ワ)第4085号)

【9】自殺した市立中学校生徒の父親が,同中学校が実施したアンケートの結果について校長から部外秘とする確約書の提出を求められたこと,いじめの存否に関する文書につき教育委員会が一部しか開示しなかったこと等に対し慰謝料を請求しその一部が認容された(平成26年1月14日大津地裁平成24年(ワ)第538号)

(知的財産)

【10】特許権者である控訴人が本件特許権に基づく損害賠償請求権の行使は権利濫用に当たるとして被控訴人の請求を全部認容した原判決を不服として控訴したところ,FRAND条件でのライセンス料相当額の範囲内での損害賠償請求が認められた事例(平成26年5月16日知財高裁平成25年(ネ)第10043号)

【11】被控訴人エコ・パワーが意見書を含む住民意見を抜粋,要約した記載のある環境影響評価書を作成し縦覧に供したことが本件意見書の各著作者から出版権の設定を受けた控訴人の出版権を侵害するとして同評価書の回収,損害賠償を請求。原審・控訴審とも請求棄却(平成26年5月21日知財高裁平成25年(ネ)第10082号)

【12】原告の国際特許出願につき提出した国内書面及び翻訳文提出書が手続の却下処分を受けたため各処分の取消

を求めた事案。優先権主張が実体上無効なら国内書面提出期間の起算日は国際出願の出願日に繰り下がるか争点になり、本件各却下処分はいずれも適法とされた(平成26年4月30日東京地裁平成25年(行ウ)第612号)

#### (民事手続)

【13】免責許可の決定が確定した債務者に対して確定した破産債権を有する債権者が、当該破産債権が非免責債権に該当することを理由として当該破産債権が記載された破産債権者表について執行文付与の訴えを提起することは許されないと判示(平成26年4月24日最高裁平成25年(受)第419号)

【14】営業秘密(米カリフォルニア州法による)の不正な開示及び使用を理由に損害賠償及び差止を命じた米国裁判所判決の執行判決を求める訴えにつき、外国裁判所の判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から条理に照らし判断すべき等として破棄差し戻し(平成26年4月24日最高裁平成23年(受)第1781号)

【15】仮差押解放金の取戻請求権の差押命令が競合した場合、第三債務者である国は直ちに供託すべき義務を負い、そのときに供託手続をとったものとされ、その後の配当要求は民事執行法156条1項又は2項の「供託をした時」に遅れてされたものというべきと判示(平成25年12月27日東京高裁平成25年(ラ)第2312号)

【16】銀行は、Y2名義の普通預金口座の預金取引明細について、その顧客たるY2も保持する情報であるとして、またY2は、Y2名義の普通預金口座の預金にかかる預金通帳その他預金取引の内容を記載した文書について、それぞれ文書提出義務を負担するとされた(平成24年9月4日福井地裁平成24年(モ)第47号)

#### (刑事法)

【17】公判前整理手続で争点整理の結果として明示的に確認されなかった点につき、公判手続で実質的な攻撃防御を続けているとされ、公判手続で争点として提示する措置をとることなく認定した第1審判決に違法はないとされた事例(平成26年4月22日最高裁平成24年(あ)第1816号)

【18】被告人が安全を十分確認せず降車のため右側運転席ドアを開けたところ右後方からきた被害者運転の自転車にドアを衝突させ傷害を負わせた点につき業務上過失傷害罪の、被害者を救護せず事故を警察官に報告しなかった点につき道路交通法違反罪の成立を認めた事例(平成25年6月11日東京高裁平成25年(う)第132号)

【19】「(海賊船舶等の)拿捕を行った国の裁判所は科すべき刑罰を決定することができる」との海洋法に関する国連条約105条は、海賊行為については国際法上いずれの国も管轄権を有し拿捕国が利害関係国その他第三国に対し優先的に管轄権を行使できるとしたものだとして判示(平成25年12月18日東京高裁平成25年(う)第578号)

【20】主任検事として虚偽公文書作成等被疑事件の捜査を担当した被告人が公訴提起後、押収したフロッピーディスクのプロパティを書換える等の証拠隠滅した事案で量刑が争点となり、その経緯に酌むべき余地はない等として被告人に懲役1年6月の実刑判決を言い渡した(平成23年4月12日大阪地裁平成22年(わ)第5356号)

【21】被告人は車を運転中に人に傷害を負わせる交通事故を起こしたにも関わらず運転を停止して必要な救護措置を講じず警察官に必要とされる報告をしなかったが、被告は糖尿病に起因する「分別もうろう状態」に陥っており事故当時責任能力はなかったとして無罪とされた(平成24年3月21日横浜地裁平成21年(わ)第2640号)

#### (公法)

【22】静岡空港整備事業の起業地内に権利を有する者らが県収用委員会がなした土地の明渡裁決の取消を求め、同人らは取消理由の一つとして事業認定に違法性がありその違法性が収用裁決に承継される主張したが、同人らの請求は棄却され、違法性の承継も認めなかった(平成24年1月24日東京高裁平成23年(行コ)第197号)

【23】「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」(平成6年条約第15号)の「農業に関する協定」4条2項は国内の裁判規範として直接適用されるものではなく、我が国の豚肉の差額関税制度を直ちに無効ならしめるものではないと判示(平成25年11月27日東京高裁平成25年(う)第857号)

【24】住民基本台帳ネットに接続しなかった当時国立市長に損害賠償請求すること等を命じる判決が確定し、その後同市長が落選し新市長が控訴を取下げたため参加的効力が生じなかったため国立市が原告となって被告に損害賠償債務の履行を求め、その主張が認容された(平成25年3月26日東京地裁平成23年(ワ)第40982号)

#### (社会法)

【25】石綿製品の製造に従事した労働者等が、重い健康被害を受けたのは旧労働基準法制定以降国が石綿粉じんの有害性に関する適切な情報提供等を怠ってきたからだと主張したが、労働大臣等による規制権限の不行使に違法はなかったとして請求が棄却された(平成23年8月25日大阪高裁平成22年(ネ)第2031号)

【26】FRAND条件等でライセンスを行う宣言がされた必須特許について、相手方はFRAND条件でライセンスを受ける意思を有するとして、特許権者の差し止め請求が権利濫用として却下され、抗告も棄却された事例(平成26年5月16日知財高裁平成25年(ラ)第10007号)

【27】運送請負契約を結び自転車で書類等を配送するメッセージャーが労働基準法上の労働者であるか、契約終了の

告知が労働者の解雇に当たるかが争われたが、稼働日・稼働時間の自己決定、配送依頼を拒否できるなどその自由度は高いことから労働者に該当しないと判示(平成25年9月26日東京地裁平成23年(ワ)第35576号)

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民法】

#### (1) 東京高判平成25年8月7日 判例時報2214号35頁

平成23年(ネ)第5747号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却(確定))

大学水泳部員が高地合宿で潜水中に急死をした事故(以下、「本件事故」と言う。)について、その両親が、本件事故は、大学を運営する学校法人(以下、「同学校法人」と言う。)及び当該水泳部のコーチ(以下、「同コーチ」と言う。)の安全配慮義務違反によるものであると主張して、同学校法人に対して、安全配慮義務違反又は使用者責任に基づき、同コーチに対して、不法行為に基づき、損害賠償請求を行った。

原判決は、亡くなった水泳部員の死因は、原因不明の突然死であり、同学校法人には、健康管理上の安全配慮義務違反は認められず、同コーチにも合宿を実施する上での安全配慮義務違反は認められないとして、請求を棄却したため、原告らは、控訴した。

控訴人らは、亡くなった子の死因及び死亡に至る機序について、血液のヘマトクリット値が、本件事故直前には55%という高い異常値を示しており、それは、脱水に基づくものであり、血液粘性が高い状態で、過激な運動を続けたことにより、静脈内膜損傷を原因とする血栓が生じ、肺動脈血栓塞栓症で死亡したと主張して、これを前提として、同学校法人及び同コーチの過失を主張した。

これに対し、本判決は、ヘマトクリット値55%という数値は、東京大学医学部附属病院検査部の基準範囲からは、若干上限を超えているが、国立スポーツ科学センターの基準範囲からは、(ヘマトクリット値は若干超えているものの)赤血球数及びヘモグロビン値は基準範囲であり、高所環境ではヘマトクリット値が高くなる傾向にあるところ、「異常値」に当たるものとは解されず、本件事故が、プール内での水泳中の事故であり、合宿中もトレーニング中もペットボトルの水が支給され、飲んでいたことなどの事情を考慮すれば、脱水症状にあったと認めることは困難で、血液粘性が高くなったからといって、直ちに血栓が生じるわけではなく、また、静脈内膜損傷を原因とする血栓を生じさせる過激な運動を続けたとは言えず、短時間で心停止を起こすものとしては、心筋梗塞、不整脈など肺動脈血栓塞栓症以外にも考えられ、現地の医師も「原因不明の突然死」と診断していることを勘案すると、肺動脈血栓塞栓症により死亡した高度の蓋然性があると認めることは困難であり、肺動脈血栓塞栓症であることを前提とした義務違反による損害賠償請求は認められないとして、控訴を棄却した。

#### (2) 東京高判平成25年8月23日 判例時報2212号33頁

平成25年(ネ)第3068号 損害賠償等請求控訴事件(変更・確定)

川崎市川崎区に居住するXは、平成23年、Yの警察署の警察官に対し、自宅付近の放置車両や交通の安全を害する不動産広告の撤去などを求めたところ、警察官がXに対し「あなたは頭がおかしい」「頭がおかしいからしょうがねえじやねえかよ」などと発言したことからXは、Yに対し警察官の侮辱の発言により精神的苦痛を受けたとして国賠法1条に基づき300万円の慰謝料を請求した。Yは、Xを侮辱する意図はなくXの社会的地位、評価を侵害したものとはいえない旨主張し、一審はXの請求を棄却した。Xは控訴し慰謝料を100万円に減額した。本判決は、警察官が右発言をするに至った経過を詳細に認定したうえで、発言はささいなものあるいは言葉の弾みなどと看過することができないと判断しYの損害賠償責任を肯認し、1万円の支払を求める限度でXの請求を認容した。

#### (3) 大阪高判平成25年12月11日 判例時報2213号43頁

平成25年(ネ)第1213号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却、追加請求一部認容・一部棄却(上告受理申立て))

重度の抑うつ状態で病院の精神病棟(閉鎖病棟)に入院中の患者が同病棟の洋式トイレ個室内で自殺したことにつき、その両親が病院を運営する医療法人に対し自殺防止義務違反を理由として損害賠償請求をした事案において、一審判決では精神科病院として通常尽くすべき法的義務を十分に尽くしており、法的責任を負わないと判断され、請求が棄却された。これに対し、両親は、控訴するとともに、控訴審において追加的予備的請求として死因等の顛末の説明義務違反を理由として、慰謝料150万円及び弁護士費用15万円の請求を追加した。控訴審裁判所は、請求棄却の一審判決は相当であるとして控訴を棄却し、追加的予備的請求については、医療機関は患者に悪しき結果が生ずるに至った経緯や原因(顛末)について診療を通じて知り得た事実に基づいて、当該患者本人ないしはその家族に対して適切に説明する法的義務があるというべきであり、院長らから説明が適切に行われておらず、同義務に違反したものと云わざるを得ないと判断し、民法715条等に基づく損害賠償責任を認め、両親それぞれにつき慰謝料20万円と弁護士費用5万円を支払うよう命じた。

#### (4)東京高判平成26年1月23日 金法1992号65頁

平成25年(ネ)第5108号 損害賠償請求控訴事件(原判決取消・請求棄却)

破産会社Aは、Y社との間で、Y社がA社に対し事業譲渡等に関する事務処理及び助言等をする旨のアドバイザー契約を締結し、Y社が提案したB社に対する事業譲渡を実行した。その後A社の破産管財人に選任されたXは、当該事業譲渡につき否認請求を行ったうえで、Y社に対し、A社がB社への事業譲渡の対象となった資産のうち担保が付けられていた部分を差し引いた残額17億9050万2824円相当の資産を喪失したとして、債務不履行又は不法行為に基づき、喪失した資産の時価相当額及び報酬相当額に係る損害の一部の賠償及び遅延損害金の支払いを求めた。原判決は、Yは、上記アドバイザー契約に基づき助言等を行うに際し、破産手続において否認権の行使を受けることのないようにすべき義務を負うとの判断を示した上、Y社の債務不履行責任を認めたが、同契約上のY社の責任を業務委託報酬額に制限する旨の合意を適用して、その限度でXの請求を認容した。これに対し、XおよびYがいずれも控訴した。なお、Xは、控訴審において、A社がY社に支払った上記業務委託報酬につき、不当利得返還請求を選択的請求として追加した。

本判決は、A社が喪失した資産の時価相当額についての請求に関しては、A社が破産以前に実行した事業譲渡について、A社がその内容を正確に認識した上でこれを実行した場合には、A社が事業譲渡によって損害を被ったとみることができるとしても、その損害はA社が自らの意思と行為によって生じたものというべきであり、A社が事業譲渡をしたのがY社の提案ないし助言によるものであったとしても、A社の損害とY社の行為との間に相当因果関係は認められないと判示した。また、上記業務委託報酬相当額についての請求に関しては、A社が破産以前にY社との間で締結したアドバイザー契約に基づく業務委託報酬の性質は、Y社が行う業務(A社の事業譲渡等に関する事項に関する事務処理および助言等)の対価であって、いわゆる成功報酬ではなく、A社が実行した事業譲渡につき後に否認権が行使されたとしても、A社の報酬支払義務は何ら左右されないとして、不当利得返還請求権の成立を否定した上、これに続けて、上記アドバイザー契約の内容、性質に照らすと、A社は、Y社の提案に係る事業譲渡をするかどうかについて、最終的には自らが、その責任において、否認対象行為であるかどうかの判断もした上で決めるべきものであったのであり、A社が行った事業譲渡につき後に否認権の行使がされたからといって、Y社がアドバイザー契約の債務の本旨に従った履行をしていないということとはできないとして、損害賠償請求権の成立も否定した。

#### (5)名古屋高判平成26年04月24日 裁判所HP

平成25年(ネ)第752号 損害賠償請求控訴事件(全部認容の原判決を変更)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140512142523.pdf>

鉄道会社が、認知症により責任能力を失っていた高齢者が鉄道の駅構内の線路に立ち入り、通過する列車と衝突して死亡した事故によって生じた損害について、遺族に対し、監督義務違反の過失があったことを理由として、民法714条又は709条により損害賠償を請求した訴訟において、長男に対し民法714条2項の準用により、妻に対して民法709条により、それぞれ請求全額を認容した1審判決を変更して、長男に対する請求を棄却し、妻に対しては、民法714条1項による損害賠償責任を肯定した上、同条による損害賠償責任の法的性質などから、双方の事由を総合考慮して、賠償すべき額を損害の半額とした事例

#### (6)東京地決平成24年8月3日 金法1993号93頁

平成23年(ワ)第5162号 損害賠償請求事件(請求一部認容)

本件は、X1(昭和8年3月生まれの女性)およびX2(昭和37年1月生まれの男性、X1の二男)が、証券会社であるYの従業員から、外国株式や外貨建て仕組債等の金融商品に関する取引の勧誘を受け、取引を行ったが、Yの従業員の勧誘には、適合性原則違反、説明義務違反、過当取引等の違法があったとして、Yに対し、Yの使用者責任ないし金融商品の販売等に関する法律5条所定の損害賠償責任に基づき、それぞれ上記取引によって被ったという損害の賠償を求める事案である。

本判決は、まずX1の適合性原則違反につき、外国株式に係る取引についても、仕組債等に係る取引についても、これを否定し、次に、Yの従業員の説明義務違反につき、金融商品取引業者の一般投資家である顧客に対する説明義務を踏まえた上で、外国株式に係る取引についても、仕組債等に係る取引についても、これを否定し、さらに、過当取引等のX1の主張についても、これを排斥して、Yに、X1に対する不法行為(使用者責任)が成立するとは認められないし、また、Yが金融商品の販売等に関する法律5条に基づく損害賠償義務を負わないことも明らかであるとした。他方、X2の適合性原則違反については、同人が統合失調症に罹患していたことから、十分な判断能力や理解能力を有していなかったと認められるとし、外国株式に係る取引について、X2が外国株式の複合的リスクを正確に理解できたとは認められないし、X2が自ら又はYの従業員に依頼して、外国株式の発行企業の業績等の情報を収集することや、X2が将来の為替変動等を予測して投資判断をすることは期待できないから、X2にとって明らかに過大な危険を伴う取引であったと認められ、また、仕組債の取引については、その利率や償還方法が日経平均株価に連動し、外貨建てであるため、為替相場の影響を受ける商品であり、価格変動リスク、為替変動リスク、利率変動リスク、期限前償還による再運用リスク、信用リスク及び流動性リスクといった各リスクが存在するところ、一定の金融商品取引の経験を有する者を基準とす

れば、理解が困難なほどに複雑なものということとはできないとしても、十分な判断能力や、理解能力を有していなかったX2が、その基本的な仕組みやその複合的なリスクを正確に理解していたとは認められず、適合性原則を著しく逸脱した違法が認められるとし、Yの従業員がYの業務の執行について不法行為を行ったことは明らかであるから、YはX2に対して使用者責任を負うとした(過失相殺なし)。

#### (7)大阪地判平成24年12月12日 判例タイムズ1398号314頁

平成23年(ワ)第4279号 損害賠償請求事件(一部認容・確定)

国際航空運送を行う運送人である被告の航空機に搭乗していた原告が、機長の過失により機体が動揺して頭部を荷物入れに打ち付ける等の事故で後遺障害等を負ったとして、被告に対し、民法715条に基づき損害賠償を求めたところ、被告は、国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(モントリオール条約)35条1項に定められた2年が経過しており、損害賠償請求権が消滅しているとして争った。

本判決は、上記条項は法廷地法に定める消滅時効の中断事由等を適用することが予定された規定と解することはできないが、国際航空運送における消費者の利益の保護と国際航空運送事業の発展との間の均衡を著しく失し、不合理な結論をもたらす特段の事情がある場合には適用されないと解すべきと判断したうえで、本件では本件事故後まもなくから原告と被告との間で交渉が継続されており、その交渉の具体的経過に照らせば、特段の事情があるから上記条項が適用されないとして、原告の請求を一部認容した。

#### (8)札幌地判平成26年1月9日 金法1992号74頁

平成21年(ワ)第4085号 不当利得返還等請求事件(請求一部認容)、平成21年(ワ)第3592号、同3701号、同3702号、同3703号 求償金請求事件(請求一部認容)、平成22年(ワ)第866号 不当利得返還等請求事件(請求棄却)、平成23年(ワ)第2136号 不当利得返還請求事件(請求棄却)

平成21年(ワ)第4085号事件、平成22年(ワ)第866号事件及び平成23年(ワ)第2136号事件の各原告X1 X32は、訴外会社Aから購入する自動車の売買代金等の資金について、被告金融機関Y1と金銭消費貸借契約または連帯保証契約を締結し、被告保証会社Y2 Y5と保証委託契約または連帯保証契約を締結したが、訴外会社Aは代表取締役であった亡Bの自殺により事業を停止して事実上の倒産状態に陥っており、自動車の引渡または名義変更は行われていない。そこで、Xらは、Yらに対し、主位的には、それぞれとの間の契約に関する錯誤無効、債務不履行及び共同不法行為を主張して、それぞれの契約状況等に応じた既払金の返還等や債務不存在の確認を求め、予備的には、訴外会社Aに対して生じている抗弁の対抗により請求を拒絶できることの確認と既払金の返還等を求めている。また、平成21年(ワ)第3592号事件、同3701号事件、同3702号事件及び同3703号事件は、Y2が、X20、X21、X25及びX26に対し、それぞれとY1との間で結ばれた消費貸借契約についての保証委託契約に基づき、Y1に対して保証債務を履行したとして、求償金の支払いを求めている事案である。

本判決は、Xらによる錯誤無効、債務不履行及び共同不法行為に係る主張は排斥する一方で、上記金銭消費貸借契約の性質について、パンフレット及び事前審査申込書が、金融機関Y1からあらかじめ販売業者Aに交付されており、これに基づいてAから与信希望者を紹介されていた等、販売業者と金融機関との密接な関係が継続的に存在しており、Aが「特定の販売業者」(割賦販売法2条3項2号)に該当すると認められる本件の事実関係のもとでは、上記金銭消費貸借契約は、「割賦購入あっせん」に該当し、かつ、与信業者たるY1は、購入者から同法30条の4第1項所定の抗弁の対抗を受けると判示した。また、保証会社Y2 Y5についても、信用調査等の場面において、与信業者である金融機関Y1と役割分担して相互に補充し合う一体の地位にあったと認められる本件の事実関係のもとでは、Y2 Y5は、与信業者たるY1とともに、購入者から同法30条の4第1項所定の抗弁の対抗を受けると判示した。但し、訴外会社Aの代表取締役である亡Bと通じ取引を仮装したX10、X15、X20、X21及びX22については、Yらに対し、同法30条の4第1項所定の抗弁を対抗することは信義則に反し認められないとされた。

#### (9)大津地判平成26年1月14日 判例時報2213号75頁

平成24年(ワ)第538号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

自殺した市立中学校生徒の父親が、同中学校から生徒の自殺の原因を調査する目的で実施した死亡生徒に対するいじめの存否に関するアンケート調査の結果をまとめた書面の交付を受けたが、同校の校長が父親に対し同書面の内容を部外秘とする旨を確約する書面の提出を求めたこと、市の教育委員会に対して同市個人情報保護条例に基づき死亡生徒に対するいじめの存否に関する記載のある文書の開示を請求したところ、同教育委員会委員長が開示対象文書の一部のみを開示とする旨の処分をし、また、一部の資料についてはその存在すら明らかにしなかったこと、はいずれも違法であると主張し、これにより精神的苦痛を被ったとして国賠請求として慰謝料100万円を請求した。この事案において、裁判所は、については、確約書の遵守は死亡生徒の自殺に係る調査結果をまとめた一覧表の一切の利用を禁止することを求めるものといえ、違法である、については、同時個人情報保護条例18条の適用を誤ったものであり、委員長の処分は違法である、これらによって父親による生徒の自殺の原因調査を困難にし、父親は精神的苦痛

を被ったのであるから、市は国賠責任を負う、と各判示し、慰謝料30万円及びその遅延損害金の範囲で認容した。

## 【知的財産】

### (10)知財高裁 平成26年5月16日 裁判所HP

平成25年(ネ)10043号 債務不存在確認請求控訴事件 特許権 民事訴訟(認容)

(原審・東京地裁平成23年(ワ)第38969号事件)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140523142234.pdf>

特許権者である控訴人が、本件特許権に基づく損害賠償請求権の行使は権利濫用に当たるとして被控訴人の請求を全部認容した原判決を不服として控訴した事案であって、FRAND宣言された特許権に基づく損害賠償請求がどの範囲で許容されるかが争点となり、FRAND条件でのライセンス料相当額の範囲内での損害賠償請求を認めた事案。

#### (a)FRAND条件でのライセンス料相当額を超える損害賠償請求

UMTS(Universal Mobile Telecommunications System)規格に準拠した製品を製造、販売等しようとする者は、UMTS規格に準拠した製品を製造、販売等するのに必須となる特許権のうち、少なくともETSI(European Telecommunications Standards Institute)の会員が保有するものについては、ETSIのIPR(Intellectual Property Rights)ポリシー4.1項等に応じて適時に必要な開示がされるとともに、同ポリシー6.1項等によってFRAND宣言をすることが要求されていることを認識しており、特許権者とのしかるべき交渉の結果、将来、FRAND条件(fair, reasonable and non-discriminatory terms and conditions)によるライセンスを受けられるであろうと信頼するが、その信頼は保護に値するというべきである。したがって、本件FRAND宣言がされている本件特許についてFRAND条件でのライセンス料相当額を超える損害賠償請求権の行使を許容することは、このような期待を抱いてUMTS規格に準拠した製品を製造、販売する者の信頼を害することになる。必須宣言特許を保有する者は、UMTS規格に準拠する者のかかる期待を背景に、UMTS規格の一部となった本件特許を含む特許権が全世界の多数の事業者等によって幅広く利用され、それに応じて、UMTS規格の一部とならなければ到底得られなかったであろう規模のライセンス料収入が得られるという利益を得ることができる。また、本件FRAND宣言を含めてETSIのIPRポリシーの要求するFRAND宣言をした者については、自らの意思で取消不能なライセンスをFRAND条件で許諾する用意がある旨を宣言しているのであるから、FRAND条件でのライセンス料相当額を超えた損害賠償請求権を許容する必要性は高くないといえる。

したがって、FRAND宣言をした特許権者が、当該特許権に基づいて、FRAND条件でのライセンス料相当額を超える損害賠償請求をする場合、そのような請求を受けた相手方は、特許権者がFRAND宣言をした事実を主張、立証をすれば、ライセンス料相当額を超える請求を拒むことができると解すべきである。

これに対し、特許権者が、相手方がFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有しない等の特段の事情が存することについて主張、立証をすれば、FRAND条件でのライセンス料を超える損害賠償請求部分についても許容されるというべきである。

#### (b)FRAND条件でのライセンス料相当額の範囲内の損害賠償請求

FRAND条件でのライセンス料相当額の範囲内での損害賠償請求については、必須宣言特許による場合であっても、制限されるべきではないといえる。すなわち、UMTS規格に準拠した製品を製造、販売等しようとする者は、FRAND条件でのライセンス料相当額については、将来支払うべきことを想定して事業を開始しているものと想定される。また、ETSIのIPRポリシーの3.2項は「IPRの保有者は・・・IPRの使用につき適切かつ公平に補償を受ける」(IPR holders should be adequately and fairly rewarded for the use of their IPRs[.])ことをもETSIのIPRポリシーの目的の一つと定めており、特許権者に対する適切な補償を確保することは、この点からも要請されているものである。

ただし、FRAND宣言に至る過程やライセンス交渉過程等で現れた諸般の事情を総合した結果、当該損害賠償請求権が発明の公開に対する対価として重要な意味を有することを考慮してもなお、ライセンス料相当額の範囲内の損害賠償請求を許すことが著しく不公正であると認められるなど特段の事情が存することについて、相手方から主張立証がされた場合には、権利濫用としてかかる請求が制限されることは妨げられないというべきである。

### (11)知財高判 平成26年5月21日 裁判所HP

平成25年(ネ)第10082号 著作権及び出版権侵害差止請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成24年(ワ)第26137号)(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140522144358.pdf>

被控訴人エコ・パワーは、「会津若松ウィンドファーム(仮称)事業に係る環境影響評価準備書」に対して住民から送付された本件意見書を含む住民意見を抜粋ないし要約した記載のある「会津若松ウィンドファーム(仮称)事業に係る環境影響評価書」を作成し、本件評価書を縦覧に供したことが、本件意見書の各著作者から出版権の設定を受



けた控訴人の出版権(80条)を侵害するなど主張して、控訴人から被控訴人らに対し、本件評価書の回収及び損害賠償を請求した事案で、控訴人の請求を棄却した原判決を不服とした控訴審。

出版権者は、設定行為で定めるところにより、「頒布の目的をもって、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利」を専有する(著作権法80条1項)が、被控訴人エコ・パワーは、条例に従い、本件意見書を含む住民意見を抜粋ないし要約した記載のある本件評価書を作成し、これを福島県知事に送付するとともに、本件評価書を公告し、これを縦覧に供したものであるから、被控訴人エコ・パワーは、本件評価書において、原著作物である本件意見書を「頒布の目的をもって」複製しているものではないし、「原作のまま」複製したものでないため、本件評価書の作成やその縦覧のための複製によって、本件意見書について出版権侵害は成立しないとして、本件控訴は棄却された。

## (12)東京地裁 平成26年4月30日 裁判所HP

平成25年(行ウ)第612号 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140516172753.pdf>

原告が、特許協力条約に基づいて行った国際特許出願について提出した国内書面及び翻訳文提出書が手続の却下処分を受けたことから、各処分の取消しを求めた事案であって、優先権主張が実体上無効であれば国内書面提出期間の起算日は国際出願の出願日に繰り下がるか争点になったが、本件各却下処分はいずれも適法であるとされた事案。

原告は、特許法184条の4第1項により国内書面提出期間の起算日となるべき優先日とは実体法上有効な優先権主張を伴う優先日をいい、優先権主張が実体法上無効であれば、国内書面提出期間の起算日は現実の出願日から起算されるべきであると主張し、その根拠として、パリ条約4条Hを引用する特許協力条約8条(2)(a)の規定を挙げる。

しかし、特許法184条の4第1項、特許協力条約2条(xi)にいう「優先日」とは、期間の計算のためにのみ定義されたものであり、国際出願が特許協力条約8条の規定による優先権の主張を伴う場合には、その優先権の主張の基礎となる出願の日をいい、当該優先権の主張が有効であるか否かといった、指定官庁における国際出願の実体審査の結果によって左右される性質のものではないと解するのが相当である。特許協力条約8条(2)(a)の規定は、期間の計算に影響を及ぼすような規定とは解されない。

以上によれば、原告は、平成21年5月18日、米国特許商標庁に対し、本件優先権主張を伴う本件国際出願をしていたのであるから、本件国際出願は「特許協力条約8条の規定による優先権の主張を伴う場合」に該当し、その優先日は、本件優先権主張の基礎となる本件仮出願の出願日である平成20年5月16日となる(特許協力条約2条(xi)(a))。本件国際出願は、特許法184条の3第1項の規定により、本件国際出願の日にされた外国語による特許出願とみなされ(本件国際特許出願)、その国内書面提出期間は、優先日である平成20年5月16日から、その2年6か月後である平成22年11月16日までであった(特許法184条の4第1項)。原告は、上記国内書面提出期間内に翻訳文を提出しなかったため、本件国際特許出願は取り下げられたものとみなされる(特許法184条の4第3項)。そうすると、原告が平成23年10月25日に提出した本件国内書面、平成23年12月21日に提出した本件翻訳文提出書は、既に取り下げられたものとみなされ、我が国の特許庁に係属していない外国語特許出願について提出された不適法なものであるから、特許庁長官がそれらを却下した本件各却下処分はいずれも適法である。

## 【民事手続】

### (13)最一判平成26年4月24日 最高裁HP

平成25年(受)第419号 執行文付与請求事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140424163457.pdf>

裁判要旨

免責許可の決定が確定した債務者に対して確定した破産債権を有する債権者が、当該破産債権が非免責債権に該当することを理由として、当該破産債権が記載された破産債権者表について執行文付与の訴えを提起することは許されない。

(理由)

民事執行法33条1項は、その規定の文言に照らすと、執行文付与の訴えにおける審理の対象を、請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合におけるその事実の到来の有無又は債務名義に表示された当事者以外の者に対し、若しくはその者のために強制執行をすることの可否に限っており、破産債権者表に記載された確定した破産債権が非免責債権に該当するか否かを審理することを予定していないものと解される(最高裁昭和51年(オ)第1202号同52年11月24日第一小法廷判決・民集31巻6号943頁参照)。このように解しても、破産事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官は、破産債権者表に免責許可の決定が確定した旨の記載がされている場合であっても、破産債権者表に記載された確定した破産債権がその記載内容等から非免責債権に該当すると認められるときには、民事執行法26条の規定により執行文を付与することができるのであるから、上記破産債権を有する債権者には殊更支障が生ずることはない。



#### (14) 最一判平成26年4月24日 最高裁HP

平成23年(受)第1781号 執行判決請求事件(破棄差戻し)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140424171656.pdf>

##### 裁判要旨

Xが、営業秘密(米国カリフォルニア州の法律におけるもの)の不正な開示及び使用を理由に損害賠償及び差止めを命じた米国の裁判所の判決のうち懲罰的損害賠償を命じた部分を除く部分について、執行判決を求める訴え(民事執行法24条)において、次の判断が示された。

- 1 外国裁判所に提起した訴え(人事に関する訴えを除く。)における国際裁判管轄の有無については、基本的に我が国の民訴法の定める国際裁判管轄に関する規定に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に即して、外国裁判所の判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、条理に照らして判断すべきである。
- 2 違法行為により権利利益を侵害され又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えは、民訴法3条の3第8号の「不法行為に関する訴え」に含まれる(最高裁平成15年(許)第44号同16年4月8日第一小法廷決定・民集58巻4号825頁参照)。
- 3 民訴法3条の3第8号の「不法行為があった地」は、違法行為が行われるおそれのある地や、権利利益を侵害されるおそれのある地をも含む。
- 4 民訴法3条の3第8号の「不法行為があった地」が判決国内にあるというためには、仮に被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内では行っておらず、また原告の権利利益が判決国内では現実に侵害されていないとしても、被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内で行うおそれがあるか、原告の権利利益が判決国内で侵害されるおそれがあるとの客観的事実関係が証明されれば足りる。

#### (15) 東京高決平成25年12月27日 金法1993号88頁

平成25年(ラ)第2312号 配当要求却下決定に対する執行抗告事件(原判決取消・請求棄却)

Xは、特定目的会社Aが同社を債務者とする不動産仮差押命令申立事件の執行取消しのために仮差押解放金として国に供託した供託金の取戻請求権の仮差押えをしたが、その後、株式会社Bが、上記仮押解放金の取戻請求権について、債権差押命令を申し立て、同命令が発令された。Xは、上記債権差押命令申立事件において、執行裁判所に配当要求をしたものであるが、同配当要求は民事執行法165条1号の配当要求の終期後にされたものであるとして却下されたため、これを不服として執行抗告をした。

本決定は、仮差押解放金の取戻請求権についての差押命令が競合した場合には、第三債務者である国(供託所)は、民事執行法156条2項の規定に基づき直ちに供託すべき義務を負うところ、供託されている供託金を自らが更に供託するのは無意味であることから、観念的に供託をしてそのまま供託を継続する取扱いがされているのであって、同法156条2項の規定に基づく供託義務が生じた時にその供託手続を取ったものとみることができるから、その後に行われた配当要求は、「第三債務者が第156条1項又は第2項の規定による供託をした時」(同法165条1号)に遅れてされたものというべきであるとして、Xの抗告を棄却した。

#### (16) 福井地決平成24年9月4日 金法1992号97頁

平成24年(モ)第47号 文書提出命令申立事件(申立一部認容)

本件は、Xが、貸金業者Y2に対し過払金の返還を求め、Y2に代位して、その取引先銀行であるY1に対しY2のY1に対する預金債権の支払いを求める訴訟を基本事件とするものであるが、当該基本事件において、Y2に対する過払金返還請求事件についての弁論が分離され、Xの請求を認容する判決が言い渡された後、Xが、Y1に対してはY2名義の普通預金口座(口座番号特定)のXの申立てに係る基準日以降の預金取引の内容を記載または記録した文書(電磁的記録を含む)と当該口座以外のY1のY2名義の預金口座の基準日以降の預金取引の内容を記載または記録した文書(電磁的記録を含む)について、Y2に対しては上記Y2名義の普通預金口座(口座番号特定)及びそれ以外の口座のY2名義のY1に対する預金に係る預金通帳その他預金取引の内容を記載した文書について、それぞれ文書提出命令の申立てをしたものである。

本決定は、Y1との関係では、Y2名義の上記普通預金口座(口座番号特定)の預金取引明細についてのみ、「文書の所持者」と認められるとした上で、Y1の顧客であるY2も保持する情報であるから、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」には該当しないので、Y1は提出義務を負うとした。また、Y2との関係では、上記Y2名義の普通預金口座(口座番号特定)の預金に係る預金通帳その他預金取引の内容を記載した文書についてのみ、「文書の所持者」と認められるとした上で、民事訴訟法220条4号イないしホに該当することをうかがわせる事情は見当たらないので、Y2は提出義務を負うとした。

## 【刑事法】

### (17) 最三判平成26年4月22日 最高裁HP

平成24年(あ)第1816号 住居侵入,殺人,銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(破棄差戻し)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140422143727.pdf>

(要旨)

公判前整理手続で争点整理の結果として明示的に確認されなかった点につき,公判手続で争点として提示する措置をとることなく認定した第1審判決に違法はないとされた事例

(事案)

被告人は,被害者を殺害し,可能ならその前に被害者を拉致する目的で被害者方に侵入し,被害者に実包が装てんされたけん銃を突きつけて予め準備した火薬入りのベストを着るように迫るも被害者に拒否され,さらに被害者の妻が110番通報したため,被告人は被害者の拉致を断念し,被害者を殺害しようとしていたけん銃の引き金を2回引いたが,弾は発射されず,その後被害者に対し殺意をもって,刃物を複数回突き出して心損傷を伴う傷を生じさせ,死亡させて殺害した罪で,住居侵入,殺人,銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件で起訴された。第一審判決に対し,検察官は量刑不当,被告人は,理由齟齬,事実誤認,量刑不当を理由にそれぞれ控訴した。

原判決は,本件未発射事実はそれ自体殺人未遂罪の構成要件に該当する行為であり,第1審判決も犯行に至る過程として記載したものと解し得ないところ,本件未発射事実は検察官が訴因として提示していないから,訴因として認定するためには訴因変更手続を要する上,公判前整理手続・公判手続を通じて争点とされておらず,訴因類似の重要事実として提示されず,弁護人にもその認識がなく,被告人は確定的殺意を否定しているのであるから,争点として提示する措置をとる必要があるから,第1審判決には訴訟手続の法令違反があったと判示し,同判決を破棄し,秋田地方裁判所に差し戻した。

検察官が上告した。

(判旨)

第1審判決は,本件未発射事実は訴因外の犯罪事実として認定したのではなく,住居侵入後の殺害行為に至る経過として認定したものと解され,同判決が公訴事実に記載されていない本件判示部分を訴因変更手続を経ずに認定した点に違法があったとは認められない。第1審の公判前整理手続において,本件未発射事実は客観的事実に争いはなく,けん銃の引き金を引いた時点の確定的殺意の有無が対立点として議論されたのであるから,争点とされなかったわけではない上,第1審の公判手続において主張立証のいずれの面からも実質的な攻撃防御を経ているので,第1審判決が争点として提示する措置をとらなかったことに違法があったと認められない。

よって,刑訴法411条1号により原判決を破棄し,同法413条本文に従い,仙台高等裁判所に差し戻す。

### (18) 東京高判平成25年6月11日 判例時報2214号127頁

平成25年(う)第132号 自動車運転過失傷害,道路交通法違反(変更後の訴因・業務上過失傷害,道路交通法違反)被告事件(破棄自判(確定))

本件は,被告人が,運転してきた自動車を道路左側に停車をした後,降車をするために自車の右側の運転席ドアを開けるに当たり,右後方から進行してくる車両の有無及びその安全を十分に確認しないまま漫然と同ドアを開けた過失により,右後方から進行してきた被害者運転の自転車と同ドアを衝突させ,被害者に傷害を負わせた点につき,業務上過失傷害罪の成立を認め,また,被害者を救護せず,事故を警察官に報告しなかった点につき,道路交通法違反罪の成立を認めたという事案である。

業務上過失傷害罪の成立に関して,弁護人は,一般人による自動車のドア開閉行為時の不注意は,業務上の注意義務違反行為ではなく,一般的な注意義務違反行為と解され,自動車の運転に関係なくドアを開けた被告人の行為には特段業務性が認められない以上,業務上過失傷害罪は成立しないと主張したが,本判決は,被告人が運転席ドアを開けた時点において,自動車の運転自体は既にいったん終了していたとみるほかないとしても,そのことから直ちに,自動車の運転業務を全て終えていたとはいえず,自ら降車するために同ドアを開けた被告人の行為は,自動車の運転に付随する行為であって,自動車運転業務の一環としてなされたものとみるのが相当であり,業務上過失傷害罪の成立を認めた原判決は正当であると判断した。

また,道路交通法違反の罪の成立に関して,弁護人は,車両等の運転停止後に生じた事故は,道路交通法第72条1項にいう「交通事故」には当たらず,道路交通法違反の罪は成立しないと主張したが,本判決は,ここでいう「交通事故」とは,運転中の車両等の道路上における通行それ自体によって人の死傷等が生じた場合にもならず,本件事故のように,自動車の運転者が,道路上に車両を停止した後降車する際にそのドアを開ける行為によって人の死傷等が生じた場合をも含むものと解するのが相当であるとして,道路交通法違反(救護義務違反及び報告義務違反)の罪の成立を認めた原判決は正当であると判断した。

## (19)東京高判平成25年12月18日 裁判所HP

平成25年(う)第578号 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律違反被告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140515144946.pdf>

(要旨)

「(海賊船舶等の)拿捕を行った国の裁判所は、科すべき刑罰を決定することができる。」と定める海洋法に関する国際連合条約105条は、海賊行為については、国際法上、いずれの国も管轄権を有することを前提とした上で、拿捕国が利害関係国その他第三国に対して優先的に管轄権を行使することができることを規定したものである。

(事案)

被告人兩名は、私的目的でアラビア海の公海上において自動小銃を発射しながら航行中のバハマ国船籍のオイルタンカーに小型ボートで接近し乗り移った上、自動小銃を発射するなどの行為により、船長ら乗組員24名を脅迫し、抵抗不能の状態に陥れ、海賊行為をしようとしたが、救助に駆けつけたアメリカ合衆国海軍兵士に制圧され、目的を遂げなかった被告人兩名の身柄は、海賊対処行動中の日本の海上自衛隊護衛艦に同乗していた海上保安官が、東京地方裁判所裁判官から発布された逮捕状によりアデン湾沖で拘束し、被告人兩名は海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律違反の罪で起訴された。

原判決は、被告人兩名をそれぞれ懲役10年に処した。

弁護人兩名は、日本は拿捕国ではないから日本の裁判所には国際法上の管轄権も国内法上の管轄権も認められないなどとして控訴した。

(判断)

国際法上、いずれの国も海賊行為について管轄権を行使することができる。国連海洋法条約105条は、規定振りが全体として権利方式である上(「may decide upon the penalties to be imposed」訳「科すべき刑罰を決定することができる」)、同条が定めるすべての国が有する海賊行為に対する管轄権は、国連海洋法条約によって初めて創設されたものではなく、古くから慣習国際法により認められてきたものであって、実質的にも拿捕国が海賊被疑者の身柄を拘束し証拠も保持しており、同国に管轄権を肯定するのが適正・迅速な裁判遂行、海賊被疑者の人権保障にも資する。よって、同条はいずれの国も海賊行為に対して管轄権を行使することができることを前提とした上で、拿捕国は利害関係国その他第三国に対して優先的に管轄権を行使することができることを規定したものと解するのが相当である。

その他の論旨にも理由がないから各控訴は棄却する。

## (20)大阪地判平成23年4月12日 判例タイムズ1398号374頁

平成22年(わ)第5356号 証拠隠滅被告事件(有罪・確定)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110816120455.pdf>

大阪地方検察庁特別捜査部において、主任検事として、厚生労働省の課長や係長らに対する虚偽公文書作成等被疑事件の捜査を担当した被告人が、公訴提起後、押収された証拠物であるフロッピーディスクのプロパティ情報(最終更新日時)を特殊なソフトウェアを用いて書き換えた上、同ディスク内の文書ファイルを並べ替えたという証拠隠滅の事案において、もっぱら量刑が争点となったが、本判決は、公益の代表者たる検察官として消極証拠とも誠実に向き合う公正な態度が厳に求められるにもかかわらず、検察官立証の弾劾証拠とされることや上司からの叱責をおそれて本件犯行に及んだことは、常軌を逸したものと いわざるを得ず、その経緯に酌むべき余地はない等の理由を述べて、被告人に対し懲役1年6月の実刑判決を言い渡した。

## (21)横浜地判平成24年3月21日 判例タイムズ1398号366頁

平成21年(わ)第2640号 道路交通法違反被告事件(無罪・確定)

被告人が、車両を運転中、人に傷害を負わせる交通事故を発生させたのに、直ちに車両の運転を停止して同人を救護する等の必要な措置を講じず、かつ、その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかったという事案において、本判決は、本件当時、被告人が1型(インスリン依存型)糖尿病に起因する低血糖(無自覚低血糖)により「分別もうろう状態」に陥っていたことから、救護義務違反については、被告人が何かにつづったことにより、人が負傷したことまでも未必的にでも認識したと断定するのは躊躇されるから故意が認められず、報告義務違反については、少なくとも被告人は自己の車両と何かがつづかり、フロントガラスが破損した事実を認識し理解していたと認められ、その後、停止や警察官らへの報告をせずにそのまま走行していた事実も認識していたのであるから故意が認められるものの、本件当時、被告人には責任能力がなかったとして被告人に無罪を言い渡した。

## 【公法】

### (22)東京高判平成24年1月24日 判例時報2214号3頁

平成23年(行コ)第197号 土地収用裁決等取消請求控訴事件(控訴棄却)(上告・上告受理申立(上告棄却・不受理))

静岡空港整備事業(以下、「本件事業」と言う。)の起業地内に権利を有する者らが、処分行政庁たる県収用委員会が同人らに対してした土地収用法第48条に基づく権利取得裁決及び同法第49条に基づく明渡裁決の取消しを求めた。

同人らは、取消しの理由の一つとして、本件事業の事業認定に違法性があり、その違法性が収用裁決に承継されると主張を行った。

原判決は、法律関係の早期安定を図ろうとした行政事件訴訟法の趣旨から、法律に特段の定めがない限り、違法性の承継は、原則として許されず、事業認定の適法性が、収用裁決の要件とはされていない上に、権利者は、事業認定の違法性については、その取消訴訟を提起し、その適否を争うことが可能であるから、権利救済に欠けることもないとして、事業認定の違法性についての収用裁決への承継を認めず、請求を棄却した(一部の請求については、訴えの利益を欠くとして却下した)。

本判決は、(原判決とは理由付けを変更し、)本件事業についての事業認定手続及び同事業認定処分に対する別件取消訴訟の経過等を具体的に認定した上、控訴人らが、本件事業について実際に提起した事業認定の取消訴訟において、その事業認定の違法性についての審理がなされ、静岡地裁において請求棄却の判決が下され、その控訴審である東京高裁において控訴棄却の判決が下されていることからすれば、事業認定とは独立した行政処分である収用裁決の取消しを求める本件訴訟において、本件収用裁決の違法事由として、その事業認定の違法性を主張することは許されないとして、違法性の承継を認めなかった。

### (23)東京高判平成25年11月27日 裁判所HP

平成25年(ウ)第857号 法人税法違反、関税法違反被告事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140515112812.pdf>

(要旨)

「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」(平成6年条約第15号)の「農業に関する協定」4条2項は、国内の裁判規範として直接適用されるものではなく、我が国の豚肉の差額関税制度を直ちに無効ならしめるものではない。

(事案)

被告人は、ダイオキシンに汚染されたチリ産豚肉の返品による損失を相被告会社が仕入れたことにより損金処理するよう同社の顧問税理士に依頼するなどして法人税ほ脱を共謀した罪で法人税法違反、関税法違反の罪で起訴された。原判決は被告人を懲役2年4月及び罰金1億円に処した。

被告人は、豚肉の差額関税制度は「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」の「農業に関する協定」(WTO農業協定)4条2項に違反して無効であり、関税を免れたことにはならないから無罪であるなどとして控訴した。

(判断)

WTO協定は直接適用可能性は規定しておらず、同協定の国内的実現の手段方法は各加盟国の判断に委ねられているところ、日本政府は直接適用可能性に関して公式の見解を表明していないため、我が国の国内法に依拠して決められるが、同協定の内容はGATTとの対比においてより詳細かつ明確になったとはいえ、なお交渉を通じた柔軟な紛争解決の余地が排除されたわけではなく、アメリカ合衆国・ECは直接適用可能性を明示的に否定しているところ、日本、アメリカ合衆国、EUとの間で貿易が盛んである状況下で日本のみが直接適用可能性を肯定すれば、これらの国との関係で同協定上の義務履行に関して著しい不均衡が生じ、不利益を被ることになりかねず、立法・行政による裁量権の行使がWTO協定に関する司法審査によって制約されることになり、権力分立の観点から好ましくない。そうするとWTO協定の直接適用可能性は認められない。

他の論旨も理由がないから、控訴は棄却する。

### (24)東京地判平成25年3月26日 判例タイムズ1398号145頁

平成23年(ワ)第40982号 損害賠償請求事件(認容・控訴)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131025094054.pdf>

国立市の住民が、市が住民基本台帳ネットワークシステムに接続していないことが住民基本台帳法違反であるとして、住基ネットに接続していれば不要である年金受給権者現況届の郵送費等の支出は、財務会計上の違法行為に該当するなど主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づく住民訴訟(第1段目訴訟)を提起し、当時国立市長であった被告に対し上記郵送費等相当額の損害賠償請求をすること等を命じる判決が確定したが、本件では、被告が第1段目訴訟に補助参加していたものの、控訴審係属中に行われた市長選挙において落選し、新たな国立市長が被告の意思に反して控訴を取り下げたため参加的効力が生じなかったため、国立市が原告となって、被告に対し、地方自治法242条の3

第2項に基づき、第1段目訴訟の判決によって認定された損害賠償債務の履行を求める訴訟(第2段目訴訟)において、第1段目訴訟と同じ争点について、再度判断されることになったが、損害賠償金の支払いが命じられた。

## 【社会法】

### (25)大阪高判平成23年8月25日 判例タイムズ1398号90頁

平成22年(ネ)第2031号 損害賠償請求控訴事件(大阪泉南アスベスト訴訟)(取消,自判・上告,上告受理申立)

大阪府の泉南地域に所在したアスベスト工場において石綿製品の製造等の作業に従事した労働者等が、国に対し、アスベスト工場において発生等した石綿粉じんのばく露によって重い健康被害を受けたのは、旧労働基準法が制定された昭和22年以降、国が、これによって生じる健康被害を防止するために必要な規制権限を行使せず、石綿粉じんの有害性等に関する適切な情報提供及び安全教育の義務付をしなかったからである等の主張をして、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めたところ、石綿粉じんのばく露による健康被害の危険性は昭和22年以前から知られていたものの、昭和20年代前半から昭和30年代前半の時点では、石綿粉じんを効果的に吸引等するための局所排気装置を設置するのに必要となる実用的な工学的知見が確立していない時期にあり、法令上、罰則をもって局所排気装置の設置を原則的に義務づけることが必ずしも適切であったとは言い難かったことや、国が旧労基法の制定以降、石綿を除去することなく粉じん作業に従事する労働者に安全衛生教育を実施すべき義務を定めた法整備等を行うとともに、その後も、主として行政指導により、石綿の危険性情報の提供や健康管理等の教育を強化するための施策を行ってきており、泉南地域でも、アスベスト工場経営の事業者の間では、昭和30年代前半の時点で、石綿粉じんを職業的に吸入することの危険性や具体的な対策の必要性につき共通認識があったこと等の理由から、労働大臣等による規制権限の不行使に違法はなかったとして、労働者等の請求が棄却された。

### (26)知財高判 平成26年5月16日 裁判所HP

平成25年(ラ)第10007号 特許権仮処分命令申立却下決定に対する抗告申立事件(原審・東京地裁平成23年(ヨ)第22027号事件)(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140523133019.pdf>

抗告人三星電子(債権者)が、相手方アップル社(債務者)による本件各製品の生産、譲渡、輸入等の行為は、抗告人が有する本件特許の侵害に当たると主張して、本件特許権に基づく差止請求権を被保全権利として、相手方に対し、本件各製品の生産、譲渡、輸入等の差止め及び執行官保管を求めた仮処分申立事件で、原決定は、本件各製品が本件特許権に係る発明の技術的範囲に属するとしつつも、抗告人による本件特許権に基づく差止請求権の行使は権利濫用に当たると判断して、抗告人の申立てを却下したことを不服とした抗告審。

公正、合理的かつ非差別的なFRAND(Fair, Reasonable And Non-Discriminatory)条件等でライセンスを行うことの宣言がされた必須特許に基づく差止請求権の行使を無限定に許すことは、当該規格に準拠しようとする者の信頼を害するとともに特許発明に対する過度の保護となり、特許発明に係る技術の社会における幅広い利用をためらわせるなどの弊害を招き、特許法の目的である「産業の発達」(同法1条)を阻害するおそれがあり合理性を欠くものといえ、標準規格を策定することの目的及び意義等に照らすと、ライセンス契約を受ける意思を有しないとの認定は厳格にされてしかるべきところ、アップル社と抗告人の間のライセンス交渉の経緯によれば、相手方はFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有する者であると認められるから、抗告人の主張は採用の限りではない、として本件抗告は棄却された。

### (27)東京地判平成25年9月26日 判例時報2212号97頁

平成23年(ワ)第35576号 地位確認等請求事件(棄却(控訴))

本件は、自転車等による書類等の配送事業を展開していたYとの間で運送請負契約等を締結し配送を行うメッセージングであったXらが契約期間満了による契約終了のYの告知に対し主位的にはXらは労働基準法上の労働者であり、告知は解雇にあたり解雇権濫用法理により無効であるとしてその効力を争い、予備的には労働契約に該当しないとしても解雇権濫用法理の類推適用により無効であるからYは債務不履行責任を負い、契約終了は不当労働行為に該当するから不法行為責任を負うなどとして損害賠償を求めた事案である。

本判決は、メッセージングが稼働日・稼働時間を自ら決定することができ配送依頼を拒否することも妨げられておらずその自由度は比較的高い等メッセージングの稼働実態等に関して詳細な事実認定をし、Xらについて労働者に該当すると評価することは相当でないと判断し、予備的請求についても債務不履行は成立せず不当労働行為も認められないとして棄却した。

## 【紹介済み判例】

大阪地判平成24年9月27日 判例タイムズ1398号326頁

平成23年(ワ)第7576号 特許権侵害差止等請求事件(第1事件),平成23年(ワ)第7578号特許権侵害差止等請求事件(第2事件)(請求棄却・控訴(後訴え取下げ))

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121005161748.pdf>

法務速報138号10番にて紹介済

福岡高判平成25年2月28日 判例時報2214号111頁

平成24年(行コ)第18号 雇用保険の被保険者になったことの確認請求却下処分取消請求控訴事件(取消(確定))

法務速報154号22番で紹介済

東京地判平成25年9月30日 判例時報2212号86頁

平成24年(ワ)第33525号 著作権侵害差止等請求事件 一部認容,一部棄却(控訴)

判決文: [http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanrei\\_id=83598&hanreiKbn=07](http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanrei_id=83598&hanreiKbn=07)

法務速報150号16番で紹介済

最三判平成25年12月10日 判例タイムズ1398号58頁

平成24年(受)第1311号 損害賠償請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131210111743.pdf>

法務速報152号21番にて紹介済

最三決平成25年12月10日 判例タイムズ1398号77頁

平成25年(許)第5号 戸籍訂正許可申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131220110624.pdf>

法務速報152号2番にて紹介済

最一判平成26年1月30日 判例時報2213号123頁

平成24年(受)第1600号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)

法務速報154号11番で紹介済

最一判平成26年1月30日 判例タイムズ1398号87頁

平成24年(受)第1600号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻し,一部棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140130161604.pdf>

法務速報154号11番にて紹介済

最小一判平成26年1月30日 金法1993号84頁

平成24年(受)第1600号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻・一部上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140130161604.pdf>

法務速報154号11番で紹介済

## 2.平成26年(2014年)5月22日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 186 17

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律

・・・復興整備事業に係る土地収用法第40条第1項の申請書の添付書類の一部の省略,復興整備事業に係る同法第123条第1項の規定による使用の期間を1年とすること等を定めた法律。

・閣法 186 9

内閣府設置法の一部を改正する法律

・・・研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項等を内閣府の所掌事務に追加し,総合科学技術会議を総合科学技術・イノベーション会議に改組すること等を定めた法律。

・閣法 186 19

港湾法の一部を改正する法律

・・・国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業に対する政府出資を可能とする措置,特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度の創設等を定めた法律。

・閣法 186 28

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

・・・市町村による住宅及び医療施設,福祉施設,商業施設等の立地適正化計画の作成,当該施設についての容積率及び用途の制限の緩和等を定めた法律。

・閣法 186 29

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律

・・・市町村等による地域公共交通網形成計画,地域公共交通再編実施計画の作成,同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例等を定めた法律。

・閣法 186 37

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律

・・・原子力損害賠償支援機構を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組し,その業務に廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発等の業務を追加すること等を定めた法律。

・閣法 186 47

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律

・・・地方公務員について,人事評価制度の導入,再就職者による依頼等の規制の導入等を定めた法律。

・閣法 186 58

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律

・・・独立行政法人国立健康・栄養研究所を解散し,その業務を独立行政法人医薬基盤研究所に承継させること,独立行政法人医薬基盤研究所の名称を独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所とすること等を定めた法律。

・閣法 186 63

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

・・・株式会社地域経済活性化支援機構の業務に投資事業有限責任組合の有限責任組合員となるための出資を追加すること等を定めた法律。

・閣法 186 65

特許法等の一部を改正する法律

・・・特許法における手続期間に関する救済措置の拡充,意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協



定の実施のための規定の整備, 色彩, 音等の新しい商標の保護対象への追加及び弁理士の業務追加等を定めた法律。

・ 閣法 186 73

著作権法の一部を改正する法律

・・・公衆送信を行うことを引き受ける者に対する出版権の設定, 視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴い著作権法による保護を受ける実演として同条約の締約国の国民が行う実演を追加すること等を定めた法律。

### 3.5月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

債務整理実務研究会 編 民事法研究会 395頁 3,888円  
事例に学ぶ債務整理入門

田山輝明/澤野順彦/野澤正充 編 日本評論社 359頁 4,104円  
別冊法学セミナー 230 新基本法コンメンタール 借地借家法  
借地非訟事件手続に関する法改正に対応

石橋秀起 著 法律文化社 317頁 7,128円  
不法行為法における割合的責任の法理

山北英仁 著 日本加除出版 534頁 5,400円  
涉外不動産登記の法律と実務 相続, 売買, 準拠法に関する実例解説

永石一郎 著 中央経済社 441頁 5,400円  
判例からみた遺留分減殺請求の法務・税務・登記

園部 厚 著 青林書院 427頁 4,644円  
身近な損害賠償関係訴訟 理論と裁判例

#### 4.5月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

今川嘉文 著 日本加除出版 313頁 3,888円

企業法務ガイド 判例活用編 顧問先へのアドバイスに使える300事案

「倒産と担保・保証」実務研究会 編 商事法務 798頁 7,560円

倒産と担保・保証

結城哲彦 著 中央経済社 198頁 2,592円

デジタルコンテンツの著作権Q&A

高橋 淳 著 経済産業調査会 219頁 2,700円

職務発明規定変更及び相当対価算定の法律実務

佐々木育子 編著/赤石千衣子/天野高志/大矢さよ子/小久保哲郎/山本宏子 著 日本加除出版 396頁 4,752円

Q&A実務家が知っておくべき社会保障 働く人・離婚する人・高齢者のために

## 5. 発刊書籍<解説>

「判例からみた遺留分減殺請求の法務・税務・登記」

遺留分減殺について、平成以降の判例を取り上げて解説している。法務, 税務, 登記に関する判例に整理して論じられている。

「企業法務ガイド 判例活用編 顧問先へのアドバイスに使える300事案」

労務, 知的財産, 消費者取引, 独占禁止法, 手形・商行為, リスク管理, 保険等, 企業法務全般についての判例が簡潔に解説されている。そして当該判例をもとにした普段の業務上での注意点等が記載されている。

